

## 保険薬局部会ニュース

令和3年9月14日  
広島県薬剤師会保険薬局部会

### 後発医薬品の調剤について（訂正）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

後発医薬品の調剤については、令和3年9月3日付けの保険薬局部会ニュースにてお知らせしたところですが、本日、中国四国厚生局より一部訂正の連絡がありました。

- 類似する別剤形への変更において、薬剤料が高くなる変更は処方の変更が必要です。処方医に処方内容の変更を問い合わせてください。

例） プランルカスト錠 225「EK」2錠  
→ プランルカストカプセル 112.5mg「トーワ」4Cap

- 後発品と先発品を合わせて調剤日数分とする場合も、処方医に処方内容の変更を問い合わせてください。

- 供給停止・出荷調整中は、以下条件を満たした場合に、後発医薬品を組み合わせ、処方日数分の調剤を行う、変更調剤が可能です。
  - ・後発医薬品への変更であること。
  - ・患者さんに説明し同意を得ること。
  - ・内服調剤料は、同じであること。

例）【般】カンデサルタン錠 4mg 28日分

→ カンデサルタン錠 4mg「トーワ」20日 + カンデサルタン錠 4mg「あすか」8日

注）従来より、一般名処方の場合、先発品の価格（1日薬剤料）より高くなれば、類似する別剤形の後発品に変更することが可能です。

比較するのは先発品の価格であり、今まで変更調剤されていた後発品の価格ではありません。